

サンドボックス**特区**の 制度設計案

平成29年11月8日

内閣府地方創生推進事務局

1. 考え方

- ◇ 自動走行、小型無人機その他、近未来技術や第四次産業革命の実現に関連する実証実験を、特区内にサンドボックス(実験場)を設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。
- ◇ 監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わりに、事前規制は最小化する。

2. 制度内容

(1) 概略

自動走行、小型無人機などの類型ごとに、求められる事後チェック体制の内容、事前規制の特例措置の内容を定める。

(2) 個別の特例制度

	自動走行	小型無人機(ドローン)
事前規制の特例	下記の安全確保と事後チェック体制の整備を条件に、 <u>道路交通法(道路使用許可)</u> 、 <u>道路運送車両法(保安規制)</u> などを最小限にする。	下記の安全確保と事後チェック体制の整備を条件に、 <u>航空法(許可・承認)</u> などを最小限にする。
安全確保と事後チェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>区域会議のもとに、専門家による「監視・評価委員会」</u>を設ける。 ・公道使用や実験用車両の構造変更につき、サンドボックス内での安全性を確保するためのルールを、委員会での検討を経て、区域会議で決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行航路に関し、サンドボックス内での安全性を確保するためのルールを、委員会での検討を経て、区域会議で決定する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ルールの遵守状況の監視および安全確保の実態評価を委員会が行う。</u>問題が発生した場合は、委員会の報告に基づき、区域会議は直ちに実証実験の停止など必要な措置をとる。 	

その他

・個別分野ごとに、さらに必要に応じて定める(今次法改正後に追加することも可能)。

參考資料

国家戦略特別区域法（抜粋）

（自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助）

第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

附則

（検討）

第二条（略）

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ii) 更なる規制改革事項の追加

重点的に取り組むべき6つの分野・事項など、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案に加え、規制の「サンドボックス」制度の創設などの以下の規制改革事項等について、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

（「近未来技術」の実証を促進する、規制の「サンドボックス」制度の創設等）

①「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やかな創設

- ・国家戦略特区において、我が国の成長戦略、第4次産業革命を牽けん引する「近未来技術の実証」を高い頻度で行うことにより、地方発・全国初のイノベーションを加速的に推進することが重要である。
- ・このため、国家戦略特区において引き続き、自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円滑に実施するため、諸外国の「規制の砂場（レギュラトリー・サンドボックス）」を参考に、国家戦略特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を、速やかに実現する。
- ・具体的には、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案の規定に基づき、具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとするが、その際、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。

「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）抜粋

②「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進

- ・「『日本再興戦略』改訂2015」や「日本再興戦略2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年11月の仙北市における無人バスの実証実験や、本年3月の東京都（大田区）における第1回「サンドボックス分科会」の開催などの取組を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
 - ・また、いわゆる「完全自動走行（レベル4、5）」までの技術開発を目指すため、本年中を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、
 - 遠隔型自動走行システムの公道実証実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路交通法上の道路使用許可に係る規制・手続の見直しや明確化
 - ハンドル・アクセル・ブレーキペダル等を備えない車両の公道実証実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路運送車両法上の保安基準（代替の安全確保措置）に係る規制・手続の見直しや明確化等を検討し、可能な限り早急に所要の措置を講ずる。
 - ・また、実証実験を実施しようとする民間事業者等からの要望に基づく無人自動走行等に係る新たな制度的・技術的課題として、
 - 公道実証実験に際しての、事故等に係る責任対象（現行は運転手個人）の在り方
 - 信号情報について、車両上のカメラ等で検知できない場合も想定した上での、特区自治体や事業者への円滑な提供
 - 貨物・旅客車両のタイムシェアリングの実現
- 等についても、国家戦略特区ワーキンググループや各特区の区域会議等において、事業実現に向け、早急に論点整理を行っていく。
- ・さらに、前述の国家戦略特別区域法改正法案の成立後、同法案にも規定した、民間事業者に対し関係法令上の手続に係る各種相談への対応や情報提供等を行うとともに、必要に応じ手続の代行等も行う「近未来技術実証ワンストップセンター」を、東京都や仙北市、愛知県等の区域会議の下に速やかに設置し、公道実証実験に係る道路管理者や警察などの関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

③小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進

- ・「『日本再興戦略』改訂2015」や「日本再興戦略2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年4月の千葉市や7月の仙北市における実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・ドローンについては、来年頃には山間部などニーズの見込まれる地域における目視外飛行を実現することを目標としているが、本年中に予定している千葉市の沿岸海上などの国家戦略特区における実証実験については、当該目標を前倒して実現することを目指し、安全を確保しつつ、事前の規制・手続を最小限のものとする必要がある。
- ・具体的には、例えばドローンが水上に安全に着水するための各種装置の整備や熟練者による操作の義務付けを検討するなど、特区自治体と事業実施者に対して具体的安全対策の提示を求めるとともに、前述の「近未来技術実証ワンストップセンター」を、千葉市等の区域会議の下に速やかに設置し、漁業を含む船舶関係者や国土交通省などの幅広い関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。